

議第4号議案

横浜市市会議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例の
制定

横浜市市会議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例を次のように
定める。

平成25年6月20日提出

横浜市会議員

伊波洋之助	上野盛郎	梶村充
川口正寿	草間剛	黒川勝
小松範昭	輿石且子	佐藤茂
佐藤祐文	斉藤達也	坂井太
酒井誠	清水富雄	渋谷健
嶋村勝夫	鈴木太郎	瀬之間康浩
関勝則	田中忠昭	田野井一雄
高橋徳美	畑野鎮雄	藤代哲夫
古川直季	松本研	山下正人
山田一海	山本尚志	遊佐大輔
横山正人	渡邊忠則	安西英俊
尾崎太	加藤広人	加納重雄
行田朝仁	源波正保	斉藤伸一
斎藤真二	高橋正治	竹内康洋
中島光徳	仁田昌寿	福島直子
望月康弘	和田卓生	五十嵐節馬
石渡由紀夫	市野太郎	大山しょうじ
川口珠江	川辺芳男	菅野義矩
小粥康弘	今野典人	坂本勝司

中山大輔
森敏明
山田桂一郎

花上喜代志
谷田部孝一
井上さくら

麓理恵
小幡正雄
太田正孝

横浜市条例（番号）

横浜市市会議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の市会議員の議員報酬及び期末手当を減額するため、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（議員報酬の特例）

第2条 条例第2条に規定する市会議員の議員報酬の額は、同条の規定にかかわらず、特例期間に限り、同条に規定する議員報酬の額から、同条に規定する議員報酬の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（市会議員の期末手当の特例）

第3条 特例期間においては、条例第4条の規定により市会議員に支給される期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額は、前条に規定する額とする。

（端数計算）

第4条 この条例により、市会議員の議員報酬及び期末手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の市会議員の議員報酬及び期末手当を減額するため、横浜市市会議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例を制定したいので提案する。